

# あま市自殺対策計画の推進に向けて

## 1 計画推進の背景

国内の自殺者数は、平成10年に急増し、3万人を超える状態が続きました。  
 このため、国は、平成18年に自殺対策を総合的に推進するため「自殺対策基本法」を施行し、平成19年に政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定しました。  
 さらに、平成28年4月に「自殺対策基本法」の一部を改正し、県及び市町村に自殺対策の計画策定と対策実施を義務づけました。また、国内の平成38年の自殺死亡率を13.0以下とする目標を掲げました。(参考値：平成26年自殺死亡率 19.5)

## 2 あま市における自殺の現状

あま市の平成27年から平成29年の年間平均自殺者数は13.3人で、人口10万人対で算出した自殺死亡率は15.06となっています。この死亡率は、国・県より低い水準ですが、ここ3か年でみると増加傾向となっています。 ※参照【資料3】

## 3 あま市自殺対策計画

### (1) 計画策定経過

国の動きを受け、市では平成29年8月から関係機関代表者等で構成された「あま市自殺対策計画策定委員会」及び庁内関係課担当者で構成された「あま市自殺対策計画策定作業部会」で協議・検討を重ね、あま市自殺対策計画を策定しました。

【計画期間】：平成30年度から令和9年度（令和4年度において中間見直し）  
 【全体目標】：(年間自殺者数) 12.8人「現状」→10.0人以下「H30～R9平均」  
 (年間自殺死亡率) 14.6「現状」→11.7以下「H30～R9平均」

### (2) 計画推進にあたり

計画に基づき、平成30年度から自殺対策を総合的かつ効果的に推進することとしています。計画に掲げる事業・取組は約140あり、その分野は保健・医療・福祉・教育・労働など幅広く、また行政が単独でできる事業・取組ばかりではありません。  
 そのため、計画推進にあたっては、市民・地域、関係機関・団体、行政等が連携・協働し、有機的・緊密な連携を図り、地域全体で取り組むことが重要となります。

## 4 令和元年度自殺対策の重点施策（主な取り組み） ※参照【資料4】

次の事業・取組等は、国が示す自殺総合対策大綱に記載があり、国が強く要請しているもので、「あま市自殺対策計画」においても重点施策として記載し、数値目標を掲げています。

### (1) 関係機関等との連携・ネットワークの強化

○自殺対策推進本部の設置

### (2) 気づきのための人材育成

○職員の資質向上 ○ゲートキーパー養成促進

### (3) 市民への普及啓発

- 自殺に関する正しい知識の普及啓発
- うつ病・アルコール依存症等自殺と関連の深い精神疾患への正しい知識の普及啓発

### (4) ハイリスク者に対するアプローチ・支援

- 庁内相談窓口の充実・相談場所の周知
- 精神疾患・うつ病・アルコール依存症等に関する相談窓口の充実
- 高齢者のこころの健康づくり推進 ○市内精神科医療機関等との連携

### (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- 市内全学校でのSOSの出し方に関する教育（授業等）の実施

## 5 推進体制

自殺対策の推進にあたり、地域・庁内の体制を整備するため、次の組織を立ち上げます。

### ○あま市自殺対策ネットワーク会議

内容：市民等との連携・協働し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、行政、関係機関・団体等で構成する「あま市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、自殺対策のための連携強化及び情報交換等を行います。

開催：年1回～2回程度を予定

### ○あま市自殺対策推進本部

内容：市の自殺対策計画の進捗管理及び施策の調整等を行うため、庁内の関係部局等が横断的に参画する「あま市自殺対策推進本部」を設置し、計画の策定・進捗管理をするとともに、関連施策との有機的な連携を図り、総合的かつ効果的に自殺対策に取り組みます。

開催：年1回～2回程度を予定

